

# 1920年代日本綿業の展開と三輪常次郎

—— 第10次操業短縮実施をめぐる ——

橋 口 勝 利\*

## 1. は じ め に

本稿の課題は、1920年代の日本綿業について、その構造変化の中でどのような業界秩序が形成されていたのかを明らかにすることにある。

1920年代は、第一次大戦後恐慌からの回復が重要な課題とされた。その中で、1923年の関東大震災や1927年の昭和金融恐慌など、日本綿業にとっては厳しい試練が突き付けられた。

この1920年代の日本綿業に対して、高村直助や山崎広明は、綿糸布商人に代わって、特に大紡績資本がイニシアチブを発揮してその影響力を強めて独占的な利益を獲得していくと評価した。そうしたなか、中小紡績の利害は「優勝劣敗」の意識のもとで淘汰され、5年以上もの間、日本紡績業はカルテルを実施しない「自由操業」時代を迎えた<sup>1)</sup>。その結果、大紡績資本が中小紡績資本を淘汰していく時代と評価されたのである。しかも、綿織物業を営む中小企業が集まった産地も収奪の対象とされた<sup>2)</sup>。

しかし、1920年代の日本綿業は、様々な面で成長と構造変化とを見せていた。例えば、第一次大戦後恐慌が綿糸商人の経営に大きな打撃を与え、その一方で紡績資本が成長していった<sup>3)</sup>ことが挙げられる。ただし、その紡績資本の成長は、いわゆる大紡績資本だけではなく中小紡績資本にも見られ、織布業へと事業を広げる紡織兼営の傾向が強まった。加えて、中小規模の綿織物工場が集まった産地でも、特に輸出向け綿布生産で成長する事例<sup>4)</sup>がみられた。それゆえ、1920年代の日本綿業は、第一次大戦前とは異なる業界秩序形成が求められていた。

このような日本綿業の構造変化を検討するために、本稿では、事例として服部商店を取り上げる。服部商店は、綿糸布を扱う商人として創業し、下請けの賃織工場を6,000台も組織する綿糸布商人としての性格も有していた。そして、第一次大戦ブーム期に大きな利益を得て、紡

---

\*はしぐち かつとし 関西大学政策創造学部

績業や織物業の生産部門に進出した。しかし、1920年恐慌によって、服部商店は深刻な経営危機を迎え、東洋紡績や明治銀行による救済を基盤として経営を立て直し、中京地域を代表する中小紡績メーカーとして成長を遂げていった。

加えて、服部商店の舵取り役を担った三輪常次郎は、1928年設立の日本綿織物工業組合連合会の初代理事長に就任<sup>5)</sup>して、日本の産地綿織物業にとってなくてはならない存在へと登り詰めていく。したがってこの三輪常次郎の足跡を検討していくことは、1920年代の中小紡績メーカーと中小の織物生産者とを議論する上で最適な事例であると考えられる。

本稿の分析では以下の3点に焦点をあてていきたい。第1に、綿業界をリードする大紡績資本は、どのような利害に基づいて日本綿業を再編していたのか、という点である。具体的には、紡績業界の綿糸生産量を決定する大日本紡績連合会（以下、紡連と略す）が、そのカルテルの意思決定においてどのような交渉が行われていたのかを検討する。

1920年代の紡績カルテル決定においては、籠谷直人の研究<sup>6)</sup>が存在する。籠谷は、紡連の意思決定における中小紡績の役割を高く評価した。そして紡連は、大紡績資本が主導するカルテル決定において、中小紡績を整理・淘汰する意思はなかったと結論付けた。この中小紡績の利害を取り込んだ紡連の姿勢は、紳士協定ではあるが1923年の操業短縮（以下、操短と略す）決定に反映された<sup>7)</sup>。この後、中小紡績は午餐会を結成して大紡績に対する発言力を高め、第10次操業短縮（以下、第10次操短と略す）実施や適用除外規定に大きな影響力を発揮するようになったという。この背景には、中小紡績の合理化や織布部門への進出があった。本稿は、以上の成果を継承しつつ、中小紡績の多様な要求を具体的に明らかにして、その要求に紡連委員会（特に大紡績）がどのように対応したのかに注目したい。それは、中小紡績のこのような動きは決して一律のものではなく、それゆえ操短実施についても利害はそれぞれ異なっていたと考えるからである。したがって本稿では、第10次操短の実施をめぐる中小紡績の利害の差異に着眼しつつ、紡連の組織的な合意形成過程を明らかにしたい。

第2に、1920年代に実施した操短の持つ歴史的意義を明らかにしたい。

この論点について、山崎広明は、第10次操短の意義が「増錘を円滑に進めるための潤滑油的役割」<sup>8)</sup>にあったと指摘した。つまり、紡績資本の急速な設備拡張（あるいは新設備導入）による綿糸生産量拡大がもたらす綿糸価格下落を防ぐ役割として、カルテルは期待されていたと評価している。本稿では、こうした指摘に加えて、1920年代末の紡績業界が、業界全体として合理化を進めていく時代であったことを意識しつつ、第10次操短が果たした歴史的意義を明らかにすることにしたい。

続いて3点目は、紡連主導で日本綿業界が形成されていく中で、三輪常次郎の紡連への意思表示と活動に焦点をあてる。三輪は、操短をめぐる議論の中で、紡連メンバーの一員として主張を展開していく。今回取り上げる第10次操短は、昭和金融恐慌の対応に迫られた重要なカ

ルテル決定であるが、その交渉過程を詳細に検討した研究は管見の限り存在しない<sup>9)</sup>。

三輪の主張とそれに基づく紡連との交渉過程を分析することで、この中小紡績資本の利害や産地綿織物業の利害が、紡連の意思決定にどのように組み込まれていたのかという点を具体的に明らかにしていく。

## 2. 1920年代の服部商店

### 2.1 服部商店の沿革

#### (1) 服部商店の沿革

服部商店は、服部兼三郎の個人商店として1894年に創業した。当初は、知多木綿などの集荷販売を主としていたが、次第にその活動範囲を拡大させ、第一次大戦ブーム期には紡績工場や織布工場を設立することになる。つまり、服部商店は、綿糸布を取引する「商業家」であり、綿糸布生産に携わる「製造業者」でもあった<sup>10)</sup>。

服部商店は、先述したように1920年恐慌で多大な損失を被ったが、その窮地を脱して1920年代には、着実にその基盤を固めていくことになった。名古屋における綿業関連業者について営業税をもとにランキングで示した表1をみれば、服部商店は1925年で4位に位置していたことがわかる。それでは、服部商店がどのようにして着実な経営基盤を確立していったのかについて検討していく。

#### (2) 服部商店の資金調達

まず、経営を再建していく上で必要な資金をどのように調達していたのかについて、表2で確認する。「商品担保付き借入金」欄によれば、1925年から1927年にかけて大きな借入金が計上されている。これは明治銀行や三井銀行からの借り入れであった<sup>11)</sup>。そして1924年3月には、約28万円の損失が計上されている。この要因は、1923年9月に関東大震災が発生したため、服部商店では東京での取引決済不能や、在庫商品の焼失という事態が生じたことにあった。この震災損として約107万円が計上されたことが大きかった<sup>12)</sup>。この損失を補填するために、借入金が1923年9月に増大したと考えられる。

しかし、1924年に入ると、中国市場からインド、バルカンへと輸出販路は拡大し、国内市場への小巾木綿の販売も好調な売行きを見せた。このため、1924年から1925年にかけて利益金は増大した<sup>13)</sup>。そして、その収益を払込資本金や諸積立金に充てることで自己資本の充実を図った。

しかし、1926年以降、インド幣制改革に伴う銀貨下落、中国各地の動乱など輸出市場条件が悪化したために綿糸価格は下落し、輸出綿布のみならず国内向け綿布販売も極度の不振に陥った<sup>14)</sup>。そのため利益は順調に伸びず、借入金は増大していった。そして1927年3月期で

表1 名古屋における綿関連業者の営業税上位者

順位	1925年					
	企業名	業 種	種 類	営業所	営業税	所得税
1	東洋紡績株式会社 名古屋営業所	綿糸, 綿布	製造	西區中ノ町	28,224	
2	豊田紡織株式会社	綿糸, 綿布		西區榮生町	27,131	
3	名古屋紡績株式会社	綿糸, 綿布		南區八熊町	24,942	
4	株式会社服部商店	綿布	製造・卸	東區宮町	18,815	
5	東京モスリン紡織 株式会社名古屋製鉄所	羅紗, 毛織物	製造	東區下飯田町	18,336	
6	愛知織物株式会社	金巾, 細巾	製造	東區千種町	15,960	
7	日本綿花株式会社支店	綿	卸, 問屋業	中區七間町	13,750	
8	株式会社瀧兵商店	呉服太物	卸	西區本町	13,561	
9	株式会社信友商店	綿糸, 人造絹糸毛糸	問屋業	西區傳馬町	13,090	
10	株式会社近藤紡績所	綿糸, 綿布		南區呼続町	13,015	
11	菊井紡織株式会社	綿糸, 綿布		中區米野町	12,834	
12	日清紡績株式会社 名古屋工場	綿糸, 綿布		南區豊田町	11,698	
13	合名会社遠山商店	綿糸, 毛糸	卸, 問屋業	西區下長者町	10,808	
14	帝国撚糸織物株式会社	羽二重, シフォン縮緬など	製造・織物整理	西區上名古屋	9,769	
15	瀧定合名会社	呉服太物, 綿布, 毛糸など	卸問屋業	西區東萬町	9,763	
16	株式会社丸永商店出張所	綿糸	卸	西區下長者町	7,816	
17	株式会社春日井商店	洋反物, 呉服太物	卸	西區玉屋町	6,646	
18	伊藤三綿株式会社	綿糸, 綿布	卸, 問屋業	西區車ノ町	6,482	
19	株式会社愛知物産組	綾木綿, サージ	製造, 卸	東區千種町	5,594	
20	合名会社兼松商店	綿布, 絞	卸, 問屋業	西區下長者町	5,445	
21	宮田義忠	綿布	卸, 問屋業	西區下園町	5,053	6,885
22	東洋綿花株式会社支店	綿糸, 綿布	卸, 問屋業	西區傳馬町	4,653	
23	株式会社谷健商店	洋反物, 太物	卸	西區本町	4,214	
24	宮本物産合名会社	綿糸, 綿布		西區傳馬町	3,915	
25	中村合資会社	洋反物	卸	中區鉄砲町	3,784	
26	服部與吉	綿糸, 綿布		西區伊倉町	3,305	2,411
27	服部與合名会社	綿布, 絞	卸	西區下園町	3,148	
28	株式会社糸重商店	呉服太物	卸	西區本町	3,045	
29	合資会社久野商店	太物, 捺染緋	卸	西區下長者町	2,985	
30	株式会社三輪喜商店	呉服太物など	卸	西區東萬町	2966.4	

注1) ランキングは、各企業の営業税、所得税順に掲載している。

注2) 単位は円。

出所) 『名古屋商工案内』第7版(1925)名古屋商工会議所。

は、約89万円の損失金を計上し、借入金も300万円近くに達した<sup>15)</sup>。その後、1927年金融恐慌による危機を迎えるものの、インドなど南洋方面からの大量注文<sup>16)</sup>に支えられ、利益を確保し続けていた<sup>17)</sup>。

1920年代日本綿業の展開と三輪常次郎（橋口）

表2 服部商店の資金調達（設備関係）

年・月	固定資産 (A)				自己資金 (B)					自己資本 余裕金 (C=B-A)	商品担保 付借入金 (D)	長期資金 余裕金 (E=C+D)	
	地所 及建物	機械	什器		払込 資本金	諸 積立金	当期 利益金	前期 繰越金					
1923年	3月	7,392	2,815	4,515	62	5,061	4,000	1,050	▲7	18	▲2,331	350	▲1,981
	9月	7,485	2,847	4,573	65	5,078	4,000	1,050	17	11	▲2,407	1,428	▲978
1924年	3月	7,254	2,628	4,565	62	4,793	4,000	1,050	▲285	28	▲2,461	505	▲1,956
	9月	7,278	2,630	4,581	67	5,199	4,000	1,050	405	▲256	▲2,079	834	▲1,245
1925年	3月	7,192	2,662	4,464	67	6,012	4,000	1,050	813	149	▲1,181	745	▲436
	9月	7,102	2,622	4,412	68	6,607	4,800	1,200	405	202	▲496	1,771	1,275
1926年	3月	7,093	2,662	4,363	68	6,619	5,200	1,250	12	157	▲474	2,460	1,986
	9月	7,094	2,662	4,364	68	6,807	5,200	1,250	188	169	▲287	2,921	2,634
1927年	3月	7,062	2,662	4,332	68	5,759	5,200	1,270	▲888	177	▲1,303	2,992	1,689
	9月	7,058	2,663	4,327	68	6,041	5,200	1,270	283	▲711	▲1,016	3,119	2,103
1928年	3月	7,043	2,656	4,319	68	6,343	5,200	1,270	302	▲429	▲700	1,650	950
	9月	7,179	2,691	4,421	68	6,794	5,200	1,270	451	▲127	▲385	3,080	2,695
1929年	3月	7,156	2,713	4,375	68	7,209	5,440	1,300	465	4	53	2,350	2,403
	9月	7,766	2,850	4,848	68	7,691	5,840	1,330	516	4	▲75	2,360	2,285

注1) 単位は千円。

注2) 「▲」はマイナス。

出所) 服部商店『営業報告書』。

## 2.2 服部商店の支店網の拡大

服部商店は、綿糸布商人として創業しており、広い国内市場を有していた。しかし、第一次大戦ブーム期に日本綿製品輸出が急拡大すると、服部商店は1912年に設置した大阪支店を窓口にして綿布輸出へと乗り出していった。そして1920年恐慌を経た1920年代に出張所を設置し、販売力を強化するようになった。続く1923年に京都出張所が設置され、友禅・緋の委託販売に力を入れた。同年に設置された浜松出張所は、遠州縞の販売そして広巾綿布（三綾など）の輸出も担当した。こうした服部商店の製品は、生地綿布としてだけでなく、染色加工のうえ、中国、インド、アフリカ、南米方面などへと輸出された<sup>18)</sup>。この結果、1928年7月当時、1年間の売上総額1億円のうち7千万円が輸出による売上となった<sup>19)</sup>。このように服部商店は、1920年代を通じて、支店網を拡大しつつ輸出向けを中心にその販売量を伸ばしていった<sup>20)</sup>。

## 2.3 生産部門への進出

### (1) 織布生産体制の拡大：賃織網の拡張

服部商店は、1911年ごろには出機として賃織機屋に生産を委託し、その規模は2,000台に達した<sup>21)</sup>。その後、力織機化が進んだ1920年代においても、服部商店は産地の中小機業家を賃織工場として委託生産した。つまり、服部商店は、愛知、三重、岐阜、静岡及び大阪と広範囲にわたって専属織布工場と取引しており、1928年にその織機台数は総計6,000台にも及んでいた<sup>22)</sup>。しかもその賃織工場の中には、中七木綿や富貴織布など織機台数100台を超える有力機

業家も含まれていた<sup>23)</sup>。

### (2) 紡織工場の設立

服部商店は、第一次大戦ブーム期に自営生産部門へと進出するが、それは織布部門が出发点であったことに特徴があった。これは、機械製綿布によって製品綿布の品質向上を図るためであった<sup>24)</sup>。まず服部商店は、熱田工場を最初の織布工場として、1917年4月に操業を開始した。その後、大戦による好景気の下では、「綿糸を他から搬入することは不利益であると云うので工場の擴張計画」<sup>25)</sup>が検討された。そして原料綿糸を自給自足するために、1919年8月に紡績機を熱田工場に据付けた<sup>26)</sup>。この結果、原料綿糸の安定供給、「生産-販売」直結によるコスト低減や納期短縮化が実現した<sup>27)</sup>。その後、生産設備は拡張を続け、服部商店の自社工場は、熱田工場を加えて6か所に及ぶことになった<sup>28)</sup>。

表3は、1923年以降の服部商店の紡織設備の拡大過程を示している。1923年には関東大震災に被災した横浜工場を閉鎖することになる<sup>29)</sup>ものの、熱田工場を主力工場として着実に紡績機械や織機を取り入れていき、1927年ごろには紡績機は64,000錘を超えた。そして綿布生産についても、桜田工場など5工場総計2,000台超の織布部門を有する紡織メーカーへと成長した。工場への技術導入についても、三輪常次郎自身が大日本紡績(関ヶ原工場や大垣工場)に足を運んで見学し、自営工場の生産性向上を目指していった<sup>30)</sup>。

### (3) 服部商店の特殊性

このように、綿糸布商人であった服部商店は、第一次大戦ブーム期の織布工場設立を皮切り

表3 服部商店の設備拡大

年・月	熱田工場		桜田工場	福井工場		小牧工場	古知野工場	横浜工場	合計		
	紡績機	織機	織機	紡績機	織機	織機	織機	紡績機	紡績機	織機	
1923年	6月	35,060	1,212	614	10,248	256	180	200	9,768	55,076	2,462
	12月	32,120	1,212	614	10,248	256		—		42,368	2,082
1924年	6月	29,336	1,212	614	12,936	256		—		42,272	2,082
	12月	31,956	1,212	614	12,936	256	180	—		44,892	2,262
1925年	6月	34,716	1,212	614	12,936	256	180	100	—	47,652	2,362
	12月	37,552	1,224	680	12,936	300		—		50,488	2,204
1926年	6月	37,552	1,224	680	12,936	300	180	200	—	50,488	2,584
	12月	40,624	1,224	680	13,704	300	180	200	—	54,328	2,584
1927年	6月	50,432	1,224	680	13,704	300	180	200	—	64,136	2,584
	12月	50,432	1,224	680	13,704	300	180	200	—	64,136	2,584
1928年	6月	50,432	1,224	680	13,704	300	190	200	—	64,136	2,594
	12月	50,432	1,224	680	13,704	352	190	200	—	64,136	2,646
1929年	6月	50,432	1,224	680	13,704	352	190	200	—	64,136	2,646
	12月	50,432	1,224	680	13,704	352	190	224	—	64,136	2,670
1930年	6月	50,432	1,224	680	13,704	352	190	224	—	64,136	2,670
	12月	50,432	1,224	680	13,704	352	210	280	—	64,136	2,746

注1) 横浜工場は、1924年以降閉鎖。

注2) 単位は、紡績機は錘、織機は台。

資料) 『綿糸紡績事情参考書』。

に紡織部門の自社生産を進めていった。その後も服部商店は、輸出向け綿布生産を主軸としていくが、その綿布の生産については、紡織メーカーとしての性格を強めていくという特殊な経路を辿り、1932年3月時に、「自社製造及加工販賣と買継とは六と四の割合」<sup>31)</sup>に達した。

紡織生産部門へ進出した服部商店は、1919年に紡連に加盟<sup>32)</sup>し、紡績錘数では加盟57企業中20位（1921年上半期）に位置する中堅紡織メーカーへと成長していった（表4）。その服部商店は、不況対策として実施される紡連カルテル決定に対して、紡織メーカーでありながら綿糸布商という特殊な立場から反対意見を主張していくことになった。

### 3. 第10次操短と三輪常次郎

#### 3.1 1920年代の中小紡績資本の台頭と服部商店

##### (1) 中小紡績の成長と新規参入

1920年代は、大紡績だけでなく中小紡績もその規模を大きく成長させた。例えば、表4をみると長崎紡織や名古屋紡績、日出紡織、和泉紡績などは紡績錘数を大きく増大させている。さらに1927年下半期をみると、出雲製織や川越紡績、宇部紡績など比較的小規模な紡績資本が紡連に新規加入していることが確認できる。

##### (2) 「中小紡織」の成長

加えて1920年代は、服部商店だけでなく、織布部門へと本格的に進出する「中小紡織」が現れた。表4をみると、1921年から1927年にかけて、いくつかの中小紡績が織布部門に進出していた<sup>33)</sup>。例えば、貝塚紡織、豊田紡織、吉見紡織などが1,000台以上の織機を有する中小紡織へと成長している。その結果、紡績上位10社のシェアは、紡績部門では1921年上半期の67.1%から1927年下半期の70.3%へと高まっているものの、織布部門においては66.1%から58.5%へと減少した。

この中で服部商店と近藤紡績は、比較的有力な中小紡織であった。特に服部商店は、織機台数が2,584台を誇り、自社の賃織工場を多数有する点でも特殊な存在であった。

#### 3.2 1927年金融恐慌と日本紡績業

1927年3月渡辺銀行、あかぢ銀行の休業に端を発した金融恐慌は、金融業界のみならず経済界全体に大混乱をもたらした。政府は、モラトリアムを断行することで事態の收拾に乗り出した<sup>34)</sup>。しかしその大混乱の影響は綿業界にも及んだ。

まず、図1から綿糸価格指数、赤三20手綿糸（東洋紡績の主力製品）価格の推移を確認すると、1926年後半に綿糸価格は下落の一途をたどり、綿織物産地も「各地機業家ノ操短又ハ休業續出」<sup>35)</sup>がみられるなど不振を極めていたことがわかる（図1⑤）。しかし、1927年を迎え

人 文 学 報

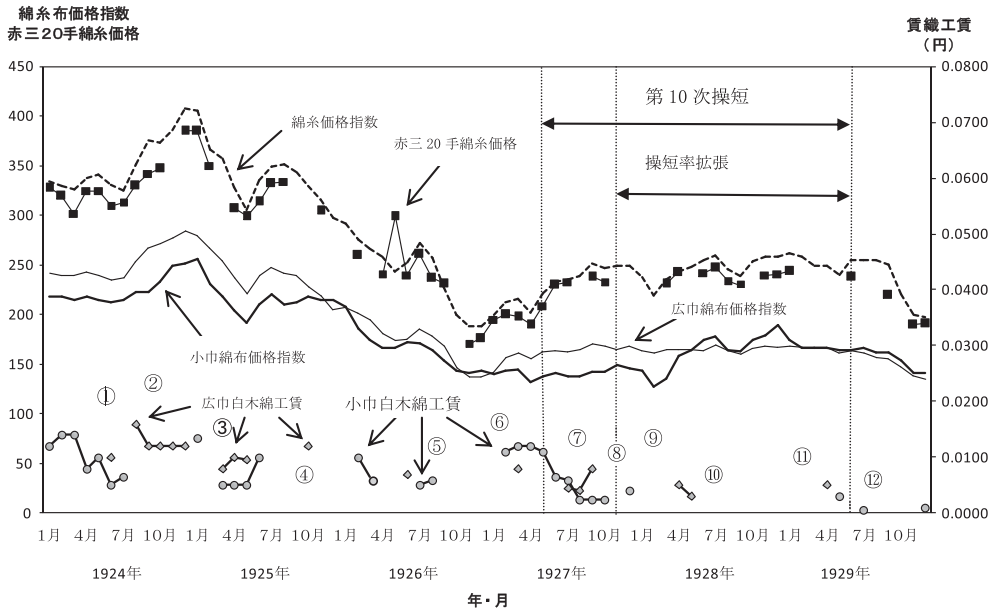
表4 紡績資本のランキング

順	1921年上半年期					1927年下半年期			
	名	錠数	織機台数	工場数		名	錠数	織機台数	工場数
1	◆大日本紡績	583,692	4,948	23	→	◆東洋紡績	729,960	13,692	30
2	◆東洋紡績	561,200	13,156	28	→	◆大日本紡績	699,008	8,810	23
3	◆鐘淵紡績	533,024	7,484	26	→	◆鐘淵紡績	558,192	8,142	27
4	◆富士瓦斯紡績	322,056	2,260	6	→	◆富士瓦斯紡績	475,296	2,200	6
5	◆大阪合同紡績	246,060	1,890	10	→	◆大阪合同紡績	387,104	3,248	12
6	◆倉敷紡績	181,516	900	10	→	◆日清紡績	365,088	2,946	7
7	◆福島紡績	166,776	1,048	8	→	◆倉敷紡績	276,244	1,812	12
8	◆岸和田紡績	155,320	650	7	→	◆福島紡績	213,576	1,660	8
9	◆日清紡績	122,120	284	4	→	◆岸和田紡績	203,892	820	8
10	◆和歌山紡績	74,920	1,110	8	→	錦華紡績	124,804	1,582	4
11	大分紡績	53,360		1	→	長崎紡績	109,856	460	2
12	日出紡績	50,600		2	→	◆和歌山紡績	106,072	1,463	8
13	東京モスリン紡績	48,464	1,198	1	→	名古屋紡績	85,584	315	3
14	名古屋紡績	46,664		2	→	日出紡績	83,864		4
15	愛知織物	46,304	1,070	2	→	出雲製織	68,448	950	2
16	長崎紡績	44,040		1	→	大阪莫大小紡績	68,324	791	3
17	近江帆布	41,604	650	5	→	和泉紡績	66,752	614	2
18	相模紡績	41,504		1	→	内海紡績	66,016	595	3
19	近藤紡績	40,340	1,048	1	→	天満織物	65,792	1,164	2
20	服部商店	39,544	2,462	6	→	紀陽織布	65,332	553	2
21	大阪織物	34,856	967	1	→	服部商店	64,136	2,584	5
22	豊田紡績	34,080	1,008	1	→	相模紡績	63,280		1
23	明治紡績	33,632	317	3	→	近江帆布	57,808	1,073	6
24	内外綿	33,440	725	2	→	豊田紡績	57,424	1,432	2
25	佐賀紡績	32,248	408	1	→	明治紡績	51,032	339	3
26	鹿児島紡績	28,112		1	→	愛知織物	47,192	908	2
27	和泉紡績	25,536	612	1	→	菊井紡績	45,628	1,176	1
28	大福紡績	20,944		1	→	近藤紡績	42,976	1,135	1
29	松岡紡績所	20,908	738	1	→	大阪織物	40,344	5,900	1
30	小津武林起業	20,496			→	大阪紡績	38,428	168	1
31	日本紡績	18,736			→	辻紡績	38,388	324	3
32	関西紡績	16,740		2	→	旭紡績	32,296	800	1
33	天満紡績	16,032	756	1	→	内外綿	31,564	811	2
34	大阪莫大小紡績	14,848	300	1	→	吉見紡績	31,024	1,024	2
35	辻紡績	14,208	588	3	→	泉州織物	22,400	1,442	3
36	金澤紡績	13,440		1	→	川越紡績	21,412		1
37	南海紡績	13,376			→	大和田紡績	21,292	738	2
38	寺田紡績工廠	12,640		1	→	宇部紡績	21,152		1
39	紀陽織布	12,416	487	2	→	佐野紡績	20,624		1
40	三島紡績所	11,484		1	→	小津武林起業	20,496	35	1
41	天満織物	10,880	634	1	→	内外紡績	16,052		1
42	浪速紡績	10,476	1,150	2	→	天満紡績	15,912	756	1
43	吉見紡績	10,240	386	1	→	寺田紡績工廠	13,792		1
44	大阪紡績	9,040			→	半田製網	13,440		1
45	半田綿行	8,992		1	→	半田綿行	13,392		1
46	内海紡績	8,264	591	1	→	和泉織物	13,024	1,296	4
47	東京紡績	8,000	300	1	→	松太綿布	11,960	696	2
48	日本メイヤス	6,400			→	北泉紡績所	11,512	295	2
49	今治紡績	6,400		1	→	貝塚紡績	10,408	1,554	6
50	山陰紡績	6,320		1	→	和歌山染工	6,016	208	1
51	松太綿布	5,960	536	1	→	山積紡績所	5,192		1
52	山積紡績所	5,192		1	→	正織	4,880	216	1
53	山本紡績所	3,884		1	→	山本紡績所	3,884		1
54	福山燃糸紡績	3,700		2	→	福山燃糸紡績	3,700		2
55	帝国紡績	3,360		1					
56	東洋紡績	2,774	330	2					
57	四日市紡績	2,372		1					
58									
59									
	上位10社 (%)	2,646,684 67.1	33,730 66.1	130 67.0		上位10社 (%)	4,033,164 70.3	44,912 58.5	137 59.5
	3万錠以下紡績 (%)	372,170 9.4	7,408 14.5	34 17.5		3万錠以下紡績 (%)	270,540 4.7	7,236 9.4	34 14.7
	合計(58社)	3,939,534	50,991	194		合計(54社)	5,731,264	76,727	232

注1) ランキングは、リング紡績機の台数を基にして作成した。注4) 第10次操業短縮で除外規定を受けた紡績資本は、ゴシックで表示している。  
 注2) 紡績連合会の委員会会社には、「◆」印を付した。注5) 大津紡績株式会社は、紡績錠数が不明のため1921年上半年欄に掲載していない。  
 注3) 紡績連合会に所属している紡績企業のみとりあげた。資料)「綿糸紡績事情参考書」各年版。



1920年代日本綿業の展開と三輪常次郎（橋口）



- 注1) 赤三20手綿糸価格の単位は円。賃織工賃の単位は円。  
 注2) 綿糸価格指数、金巾価格指数、小巾白木綿価格指数は、1900年10月を100としたときの指数。  
 注3) 赤三20手綿糸は、服部商店史料に記載されていた数値を取り上げた。  
 注4) 賃織工賃は、服部商店と機業家とで取り決められた織賃を記載した。小巾白木綿と広巾白木綿との区分については、注5、注6を参照。  
 注5) 小巾白木綿は、「小巾白木綿」、「岡木綿」の賃織工賃を取り上げた。1924年の賃織工賃は、富貴織布株式会社（知多）と服部商店との「岡木綿」をめぐる賃織工賃も含んでいる。ただし、1926年3月の織賃は新聞記事『中外商業新報』の記録、1927年の工賃は中七木綿株式会社の工賃（一部）、1929年の工賃は、知多郡白木綿同業組合で実施された協定工賃である。  
 注6) 広巾白木綿は、「広巾白木綿」の賃織工賃を取り上げた。対象賃織工場は、中七木綿株式会社（知多）などの機業家。  
 資料) 『明治以降卸売物価指数統計』日本銀行調査局1987年9月。  
 『興和百年史史料』。  
 富貴織布株式会社『約定帳』『重役決議録』。  
 中七木綿株式会社『第九回営業報告書』昭和2年度。  
 『中外商業新報』1926年2月18日。  
 『知多新聞』1929年5月18日、1929年7月30日、12月12日。

図1 綿糸布価格と賃織工賃の推移

図1の附表  
工賃，操業短縮（休業）をめぐる動向

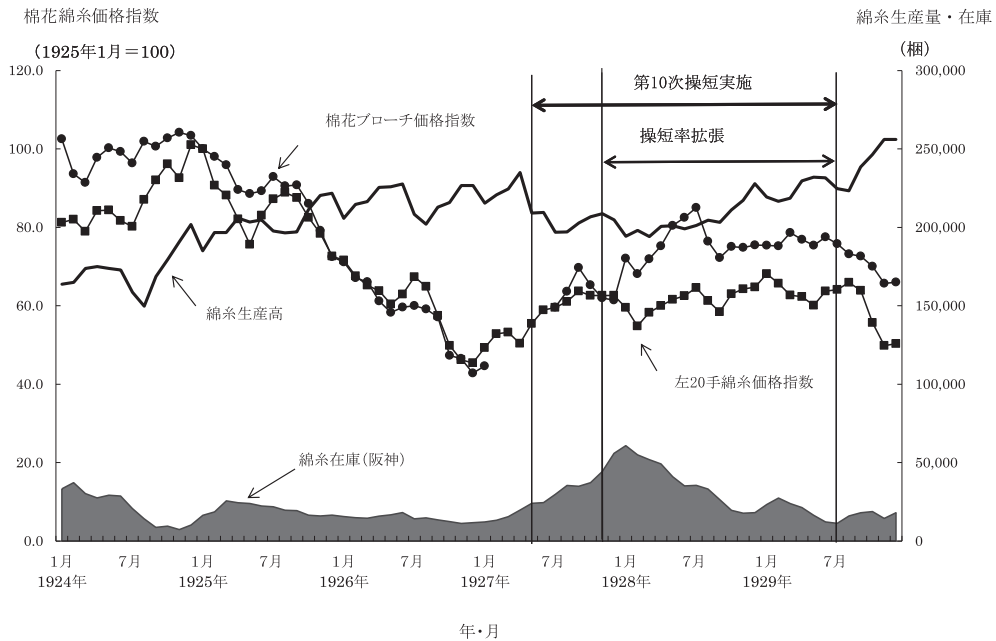
番号	年	月	日	産地	工場名	工賃関係	操短（休業）関係
①	1924	4	14	浜松			不況にて一部休業
			19				内地不売れにて休機
			21				機屋は休む工場は大分ある
		5	7			工賃無しにて契約できる	内地工場は休業続出
			28				6月1日から60日間全休
		6	7	松坂			ほとんど全休
			13				内地の工場は半分くらい休業
			23	浜松			工場は7-8分ぐらい休んだ
②		8	4	岩倉	浅野	盛んに工賃値上げ交渉に来る	
		9	16			工賃値下げを断行	広中木綿は休む
			29		豊田佐助	菊天の工賃交渉に来た	
③	1925	3	31		名古屋 綿布同盟会	工賃を5-7厘に値下げ	4月1日以後、5割操短の申し合わせ
		4	1			川崎音三が、工賃値下げ交渉。 皆納得する。	
			27	石黒		工賃値上げ交渉を断る	
④		10	5			縦糸が不回りのため多数の機屋が 糸を請求	
⑤	1926	9	12	浜松	別珍コール 天工場		全休
⑥		2	23			工場が工賃値上げ交渉に来る	
⑦	1927	6	18	知多			小中木綿は20日より15日間全休
			18				広中木綿全休の決議
		8	1				広中木綿は休み
			1				小中木綿は8月1日以降は丸つきり休み
⑧		10	6	泉州			小中木綿工場は、3割休業
			6	知多			大分休む
		12	6	静岡			休む
			6	泉州			一部分休む
⑨	1928	2	23		小中木綿	機屋が値上げ交渉に来る	
			5	21			第2回の工賃大値下げ実行。 機屋の苦情無し
		6	1	知多			6月は6日間3割休業
			30		小中木綿	多数の機屋が多数工賃値上げ交渉	
		8	5				8月27日より5日ずつ休む
⑩	1929	2	2	知多	小中晒木綿		旧正月を休む
⑪		7	26	浜松		工賃を大幅値下げ	

て綿糸価格は回復基調をみせた<sup>36)</sup>。

しかし、金融恐慌の勃発によって国内市場の縮小や輸出不振、そしてモラトリアム実施が「綿糸受渡に問題を生じて製品滞貨の形勢」<sup>37)</sup>を生じさせた。つまり、紡績資本が生産した綿糸は、急速に販売不振に陥って、約定品の荷渡しを延期せざるを得なかった<sup>38)</sup>ため、紡績業界が抱える綿糸在庫は急速に膨らんでいくことになった（図2参照）。

この在庫増大は、紡績業界の綿糸販売の不振を反映しており、それゆえ大きく問題視される

1920年代日本綿業の展開と三輪常次郎（橋口）



注1) 綿糸は、赤三 20 綿糸（大阪三品取引所当月限平均相場）の価格指数。1925 年 1 月を 100 としたときの指数。  
 注2) 棉花は、現物平均の価格指数。1924 年 1 月～1927 年 12 月まではブローチ、1928 年 1 月～1929 年 12 月まではミッドリングの価格指数。1925 年 1 月を 100 としたときの指数。  
 資料) 大日本紡績連合会『綿糸紡績事情参考書』第 54 次。  
 日本銀行調査局『明治以降卸売物価指数統計』1987 年 9 月。

図2 棉花綿糸価格と綿糸生産量・在庫の推移

ことになった<sup>39)</sup>。こうした紡績業界の危機を乗り切るために、紡績連合会は第 10 次操短を 1927 年 5 月 1 日から 1929 年 6 月 30 日の期間で実施することを取り決めた。これは、1921 年以來の操短の実施にあたり、実に 5 年以上に及んだ「自由操業」時代の終わりを告げるものであった<sup>40)</sup>。

しかし、カルテルという価格つり上げ策をとることに大きなハードルとなったのが、機業家や綿糸商人など綿糸消費者による操短実施を非難する声<sup>41)</sup>であった。ただでさえ不況で綿業界が厳しい状況を迎える中で、物価上昇を引き起こすようなカルテルの実施には、紡績資本に対する風当たりが相当厳しいものにならざるを得なかった<sup>42)</sup>。つまり、綿糸消費者は、紡連の操短実施に直接関与することはなかったが、操短実施の是非や操短実施期間に、その正当性を問うチェック機能を持つとともに、紡績資本の都合のみで操短が実施されることを未然に防ぐ抑止力としての役割も果たしていた。そのため、今回の操業短縮を実施するにあたって、その正当性が必要とされた。この正当性については、これまでは、「綿糸商人からの操短実施の要請に応じる」という大義名分がその役割を果たしていた<sup>43)</sup>。しかし、綿糸商人は 1920 年恐慌によって打撃を受けたため<sup>44)</sup>、その発言力を大きく失っていた<sup>45)</sup>。

このような状況下で第10次操短が実現できた要因は、金融恐慌によって経済界の混乱が生じたために、モラトリアム実施という「時局対策」が必要とされたことであった<sup>46)</sup>。それゆえ紡連は、操短実施にあたって、あくまで綿糸在庫の増大による綿糸価格の値崩れを防ぐことを目的とした。したがって、紡連は、操短実施後に綿糸価格が高騰することまでは想定していなかった<sup>47)</sup>。

加えて、不況に苦しむ中小紡績が操短実施を要求したことも一因であった。中小紡績は、中小紡績資本の主張を伝えるべく、1923年に午餐会とよばれる団体を結成していた<sup>48)</sup>。その際、午餐会は、操短実施を強硬に主張し、紳士協約による操短実施へと結実させていた<sup>49)</sup>。1927年においても、紡連は、午餐会の操短実施要請に応える必要性に迫られたのである。

### 3.3 第10次操短実施と三輪常次郎

#### (1) 第10次操短実施と組織内対立

第10次操短実施は、紡連内で可決されたものの、大紡績および中小紡績では是非をめぐって意見対立が顕在化していた。大紡績間では、鐘紡や大日本紡、東洋紡が操短実施に賛成であった<sup>50)</sup>が、大阪合同紡は操短実施に否定的な立場をとった。その要因は、操短実施による綿糸価格の上昇が輸出綿布市場での不利を招くことを懸念したからであった<sup>51)</sup>。

第10次操短は、中小紡績が実施を要請したことが要因の一つとなったが、その一方で操短実施に反対する中小紡績も存在した。その中でも特に近藤紡績と服部商店とが操短実施に強硬な反対意見を主張した。近藤紡績が操短実施に反対した要因は、自社の経営が悪化することを懸念してのものであった。これに対して服部商店は、経営戦略上重視していた織布部門（自営部門・賃織部門）への原料糸供給が滞ってしまうことを懸念して反対意思を表明<sup>52)</sup>した。

これに続いて泉州織物や貝塚紡織など中小紡績数社も操短の適用除外を求めた<sup>53)</sup>。操短実施に反対したのは、中小紡績の中でも織布生産部門への進出を強めた「中小紡織」であった。つまり操短実施をめぐるのは、〈紡績専業の「中小紡績」〉と〈紡織兼営へ進む「中小紡織」〉との間でも利害対立が生じ始めており、紡績資本間の合意形成は難しかった。

この合意形成の難しさについて、操短実施前後の減産率から比較検討したい。表5は、操短実施直前の4月と、操短実施直後の5月の綿糸生産量とを比較している。この減産率を比較すれば、大日本紡績や東洋紡績などは、操短実施前と比べて10%近く生産量を減らしていることが確認できる。しかし、操短実施に消極的であった大阪合同紡は、約4%の減産率にとどまっている。さらに中小紡をみると、服部商店は生産量を2%程度減産させたにすぎず、近藤紡績についてはむしろ生産量を増大させている<sup>54)</sup>。さらに貝塚紡織や泉州織物などの減産率も相対的に低い。つまり紡連の組織内対立は、第10次操短の遵守度を弱めることにつながったのである。

表5 第10次操短後の各社減産状況

社名	生産高 1927年		減産高 D=A-B	減産率 (%) D/A×100
	4月 (A)	5月 (B)		
大日本紡績	27,669	25,134	2,535	9.2
東洋紡績	36,073	32,331	3,742	10.4
鐘淵紡績	20,737	17,965	2,772	13.4
富士瓦斯紡績	15,846	13,074	2,772	17.5
大阪合同紡績	16,426	15,758	668	4.1
岸和田紡績	5,722	5,166	556	9.7
福島紡績	10,148	9,395	753	7.4
日清紡績	10,722	9,282	1,440	13.4
倉敷紡績	11,706	9,950	1,756	15.0
和歌山紡績	5,568	5,110	458	8.2
10社計	160,617	143,165	17,452	10.9
服部商店	1,887	1,835	52	2.8
近藤紡績	1,461	1,484	▲23	▲1.6
貝塚紡績	559	553	6	1.1
泉州織物	1,477	1,403	74	5.0
和泉織物	681	608	73	10.7
吉見紡績	1,539	1,436	103	6.7
松太綿布	1,019	945	75	7.3
豊田紡績	1,389	1,214	175	12.6
菊井紡績	1,610	1,431	179	11.1
中小紡計	74,272	65,813	8,459	11.4
合計	234,889	208,978	25,911	11.0

注1) 単位は、梱。

注2) 「▲」はマイナス。

資料) 大日本紡績連合会『綿糸紡績事情参考書』第49次、第50次。

## (2) 第10次操短と三輪常次郎

三輪常次郎が操短に反対した理由は、服部商店が織布部門を重視していたことにあった。先述した通り、服部商店は賃織工場に委託生産しており、織布部門へ積極的に設備投資するという特殊な性格を有していた。そのため、織布部門は中小紡績の中でも大きく、織機台数は2,500台以上に達していた。

服部商店の自営工場で生産する綿糸は、自営の織布工場や賃織工場で消費する原料綿糸のうち、わずか20%しか供給できなかった<sup>55)</sup>。したがって、操短が実施されると、原料糸は不足し、高価格の原料糸を購入せざるを得なくなってしまう。それゆえ、服部商店は操短には反対の姿勢を示した<sup>56)</sup>。こうした三輪常次郎の主張は、織布部門に進出して「自社製織用原糸を全部自社にて生産」<sup>57)</sup>していた一部の中小紡績（泉州織物や貝塚紡績など）と利害が一致することとなり賛同を受けることになった。このため、中小紡績の間では、紡績業界の不振脱出を目指して操短実施を求める中小紡績と、操短実施に伴う原料糸不足を懸念する<sup>58)</sup>中小紡績との間で

利害対立が生じることになったのである。

### 3.4 三輪常次郎と紡連との交渉

#### (1) 紡連における服部商店の位置

紡連は、綿糸の生産量減少による在庫減少を目指していた。そのためカルテル決定に従わない紡績資本の存在は、その実効性を弱める結果を招いてしまう。だから決定に従わない中小紡織の説得が必要とされた。その説得にあたって、操短反対の一貫した急先鋒である服部商店は、紡連にとって極めて重要な交渉相手であった。その要因は、服部商店が中小紡績資本の中で比較的大規模であり、自営織布部門の割合が大きく、多数の賃織工場を有するという特殊性を持っていたことにあった。つまり、服部商店は、中小紡織の利害を代表するだけでなく、多くの織布専門家の利害を背景に抱える「綿糸の買い手」代表でもあったからである。そのため、服部商店の説得役には、紡連委員会の委員長会社、東洋紡の木村知四郎（東洋紡取締役）があたった<sup>59)</sup>。

表6では、第10次操短をめぐる交渉過程を時系列でおっている。この交渉過程を詳細に検討することで、操短実施をめぐる紡連への服部商店（三輪常次郎）の利害がどのように反映されたかを明らかにする。

まず、紡連委員会は、1927年4月に休鍾率15%の操短を決議した（表6①）。この決定に対して三輪常次郎は、操短決定直後の5月1日、紡連に服部商店への操短適用除外を求めた（表6②）。続く5月5日、三輪は木村知四郎に「小生（三輪常次郎：筆者）が頑強に封印（紡績機の封印：筆者）はせぬ旨」<sup>60)</sup>を伝え、操短反対の意思を直接訴えた。同じく操短反対の立場を示した近藤紡の姿勢も紡連に伝えられた。これを受けて5月10日、紡連委員会は、服部商店と近藤紡に操短実施について一週間以内に返答することを求めた（表6④）。

#### (2) 服部商店への対応をめぐる大紡績間の対立

ただし、操短適用除外を求める服部商店への対応については、紡連委員会内でも意見は分かれた。

##### ① 寛容論

まず、鐘紡（長尾良吉）、大阪合同紡（飯尾一二）、東洋紡（阿部房次郎）、大日本紡（福本元之助）は、服部商店主力工場の熱田工場の操短適用除外については賛成するという寛容な姿勢をみせていた。

このような姿勢をとったのは、織布生産を目的とする紡連会員に対しては特別除外例を設けるという諒解が紡連内に存在していたからであった<sup>61)</sup>。服部商店は、織布部門を主とする特殊事情について、1919年9月の紡連加盟時から紡連の理解を得ており、1920年以來の操短実施においては対象除外の承認を得ていた。したがって、第10次操短実施をめぐる対立は、服部

1920年代日本綿業の展開と三輪常次郎（節口）

表6 第10次操業短縮実施をめぐる交渉の推移

年	月	日	番号	企業・ 機関名	担当者	交渉相手	交渉・提案内容	適用対象	休鍾率 (%)	休業 (昼夜)	期間		成否
											開始日	月	
1927年	4	25	①	紡連委員会	紡連委員会	紡連	第10次操短実施を決議。	すべて	15	4	5月1日	6	○
		1	②	服部商店 三輪常次郎	服部商店 三輪常次郎	木村知四郎	服部商店は操短適用除外を約速に主張。 木村知四郎（東洋紡）と面会。操短適用除外を主張。	服部商店	0	2			▲
		5	③	服部商店 三輪常次郎	服部商店 三輪常次郎	木村知四郎	操短実施の返答のために1週間猶予。	服部商店	0	2			▲
		10	④	紡連委員会	服部商店 近藤紡績	服部商店 近藤紡績	服部商店熱田工場の操短適用除外について議論分かれる。 鍾紡、大阪合同紡、大日本紡、東洋紡は賛成。	服部商店・近藤紡績 熱田工場	15	4	5月1日	6	▲
		...	⑤	近藤紡	紡連委員会	紡連委員会	紡連委員会に操短率緩和を要求。	近藤紡績	0	2			▲
		13	⑥	服部商店 三井銀行 明治銀行	紡連委員会 三井銀行 明治銀行	服部商店	妥協案を提示（4昼夜休業へ）。 服部商店の妥協案に賛成。	服部商店	0	4	5月1日	6	▲
		14	⑦	服部商店 三輪常次郎	服部商店 三輪常次郎	木村知四郎	三輪常次郎の操短反対姿勢を強く非難。 木村知四郎に、操短反対を軟化するを伝達。	...	...	...			×
		14	⑧	大日本紡	今村常男	服部商店	操短交渉について、福井工場のみ操短してはどうかと提案。	...	...	...			▲
		17	⑨	服部商店 三輪常次郎	服部商店 三輪常次郎	服部商店	紡連への操短問題への返答を決定。	福井工場	15	4			▲
		22	⑩	東洋紡	木村知四郎	服部商店	操短実施を三輪常次郎に懇願する。	熱田工場	8	2			▲
	24	⑪	服部商店 榎方武次	服部商店 三輪常次郎	紡連委員会	妥協案を三輪常次郎と確認。	...	...	...			▲	
	24	⑫	服部商店 榎方武次	服部商店 三輪常次郎	紡連委員会	操短問題について紡連と交渉し、折り合う。	...	...	...			▲	
	31	⑬	紡連	本崎	服部商店・ 近藤紡績	服部商店、近藤紡績を体鍾率緩和を条件に説得。	...	...	...			▲	
	9	⑭	紡連委員会	紡連委員会	紡連委員会	体鍾率を緩和。	...	...	...			▲	
	16	⑮	服部商店 三輪常次郎	服部商店 三輪常次郎	大日本紡績 紡連（本崎） 木村知四郎	野本（大日本紡）に、操短、4昼夜休業、綿布操短に反対意見を述べる。 本崎（紡連）、木村知四郎に、4昼夜休業反対意見、7分体鍾への不満を述べる。	織布専門店・自家用織布綿糸専門会社	7	4			○	
	25	⑯	服部商店 三輪常次郎	服部商店 三輪常次郎	紡連委員会	現行操短決議を継続。 織布部門の操短抗議。	すべて	...	...	11月1日	6	▲	
	28	⑰	紡連委員会	紡連委員会	紡連委員会	操短率拡張。	すべて	...	...	11月1日	6	×	
	28	⑱	紡連委員会	紡連委員会	紡連委員会	現行操短決議を決議。 操短率拡張を要請。	すべて	20	4	11月1日	6	▲	
	20	⑲	紡績午餐会	紡連委員会	紡連委員会	操短率拡張を要請。	すべて	15	4	11月15日	6	○	
	...	⑳	鍾紡・大日本紡	紡連委員会	紡連委員会	操短率拡張を主張。	すべて	...	...	11月1日	6	▲	
	...	㉑	東洋紡・大阪合同紡	紡連委員会	紡連委員会	操短率拡張に態度保留。	すべて	...	...	...	...	▲	
	20	㉒	服部商店 上田光三郎	紡連委員会	紡連委員会	操短に大反対と伝える。 操短率拡張内定。	すべて	...	...	11月1日	6	▲	
	22	㉓	紡連委員会	紡連委員会	紡連委員会	操短率拡張を決議。	すべて	25~30	4	11月	6	▲	
	24	㉔	紡連委員会	紡連委員会	紡連委員会	適用除外。	紡機2万鍾超の紡績会社 紡機2万鍾以下の紡績会社	23 15	4 4	11月10日 11月10日	6 6	▲	
	29	㉕	紡連委員会	紡連委員会	紡連委員会	体鍾率緩和。 操短適用除外を紡連会議にて要請。 操短率拡張を決議。	自家用織布綿糸専門会社 紡機3万鍾超の紡績会社 紡機3万鍾以下の紡績会社	7 7 23	4 4 4	11月10日 11月15日 11月15日	6 6 6	▲	
	29	㉖	紡連委員会	紡連委員会	紡連委員会	体鍾率緩和。 適用除外。	自家用織布綿糸専門会社	11	4	11月15日	6	○	
	29	㉗	服部商店 川崎晋三	服部商店 三輪常次郎	服部商店	服部商店の操短適用決定通知を連絡。	服部商店	7.5	4	11月15日	6	○	

注1) 「...」は不明あるいは特定できない項目を示す。

注2) 成否欄の「○」は交渉成立、「×」は交渉不成立、「▲」は交渉中を示す。

注3) 資料では、操短率拡張対象企業は、「2万鍾以上」と記載されている。しかし、適用除外対象企業が、「2万鍾以下」とある。そのため、操短率拡張対象企業は、「2万鍾超」[3万鍾超]と記載した。

資料) 「大阪毎日新聞」「大阪朝日新聞」「新愛知」「大阪時事新報」「昭和百年史料」。

商店の特殊事情を考慮せずになされた決定であったことが原因<sup>62)</sup>であり、紡連としては「哀願的態度」をもってしても服部商店を説得することが必要とされたのである<sup>63)</sup>。これに反して近藤紡の事情は、近藤紡の経営不振が主張の動機であったため、紡連の理解を得ることが難しかった。このため、服部商店を説得することが紡連にとって重要な課題となった<sup>64)</sup>。

## ② 強硬論

しかし、服部商店の操短遵守を求める声も大きかった。特に、富士瓦斯紡や日清紡といった関東拠点の大紡績は、紡連の決定に従わないのであれば紡連からの除名を迫るべきという強硬論を主張した<sup>65)</sup>。もし紡連から除名された場合、インド棉花買取り時に割戻される相当額の運賃（印棉運賃割戻金）が得られず、自社名義でインド棉花を購入できなくなるというデメリットがあった<sup>66)</sup>。そのため服部商店は、紡連からの除名あるいは脱退が「その信用上不得策」<sup>67)</sup>と判断し、紡連への妥協案を模索せざるを得なかった<sup>68)</sup>。

## (3) 服部商店の対応

まず服部商店は、従来の2昼夜休業を4昼夜休業に拡張する妥協案を社内で取り決めた（表6⑥）。翌5月14日、三輪は、「木村知四郎氏に、「刃」（＝服部商店：筆者）も大いに軟化する」<sup>69)</sup>と伝え、問題解決への歩み寄りを見せた<sup>70)</sup>。結局、服部商店は、熱田工場については休鍾率8%で2昼夜休業に止め、そのかわり福井工場については休鍾率15%で4昼夜休業を実施するという妥協案を取り決めた。つまり、熱田工場のみ操短緩和を要求したのである。

## (4) 緩和規定

結局、大紡績資本で形成された紡連委員会は、紡連理事代理の本崎が日清紡及び富士瓦斯紡などの強硬論の説得に奔走したことが功を奏し<sup>71)</sup>、寛容論の路線が選択され、服部商店をはじめとする中小紡績の主張を受け入れることになった<sup>72)</sup>。

具体的には、休鍾率15%の適用について、緩和規定が設けられた。つまり、生産綿糸を自営織布工場にて利用し、休鍾すると他社より原料糸を購入せざるを得ない紡連メンバーについては、休鍾率が7%へと緩和されることになった<sup>73)</sup>（表6⑬）。この適用除外対象になったのは、服部商店、近藤紡績、泉州織物、和泉織物、吉見紡績、貝塚紡績、松太綿布、豊田紡績、菊井紡績の9社<sup>74)</sup>で、天満織物と紀陽織布の2社は除外対象外<sup>75)</sup>となった。つまり大紡績資本は、操業短縮の効果をあげるために、中小紡績の主張を受け入れて組織的合意を得るという方策をとったのである。

紡連が中小紡績の緩和を決定したのは、当該企業の緩和が操短の効果に影響を与えないことを確認したからであった。つまり、中小紡績の操短率が緩和されることによって、綿糸生産量が増大することになるが、大勢には影響はないと判断した<sup>76)</sup>。この結果、大紡績自身が操短の負担を受け入れることでその実効性を高めることになった。その一方で紡連は、4昼夜休業や操短率一律適用に対して「小紡績に対する大紡績の壓迫である（下線：筆者）」<sup>77)</sup>と主張して操



短緩和を要求した愛知織物、内外紡績、旭紡織など3社に対しては、その要求に応じず、むしろ操短に従うよう説得した<sup>78)</sup>。さらに、その他の中小紡績に対しても除外例を設定しなかった<sup>79)</sup>。

#### 4. 操短拡張問題と三輪常次郎

##### 4.1 操短拡張機運の高まりと大紡績間の対立

第10次操短は、「紡績會社ハ操短ニ依リ絲価ノ調節ヲ圖リタル為、猶予令明ケ後ハ絲價反騰シ（下線：筆者）」<sup>80)</sup> というように、実施当初は糸価上昇につながった。しかし、綿糸在庫の減少にはつながらず、むしろ増大した（図2）。その要因は、中国への輸出不振に加えて<sup>81)</sup>、各紡績資本がこの時期に紡績設備の拡張を進めたからであった。各紡績資本は、1929年1月の深夜業廃止に備えて設備拡張に乗り出していたのである<sup>82)</sup>。そのため、紡連委員会は、7月28日、1927年11月以降の6か月間操短継続を取り決めた<sup>83)</sup>（表6⑱）。

続く8月、大紡績間では操短の実効性を高めるべく、操短率のさらなる拡張を求める議論が湧き上がってきた（表6⑲）。

綿糸在庫問題に加えて深刻な問題となったのは、棉花価格の高騰であった。図2からわかるように、棉花価格は1926年後半から1927年初頭にかけては綿糸価格とほぼ連動して推移していたが、1927年8月頃に綿糸価格を上回る上昇をみせた。それゆえ原棉保有量の少ない中小紡績に深刻な打撃を与えた<sup>84)</sup>。この結果、織布部門を持たない中小紡績にとっては、この事態に対応するために製品綿糸価格を上昇させることが重要な課題となった。そのため、錦華紡が午餐会を通じて操短拡張を要請するなど操短拡張への機運が高まった<sup>85)</sup>（表6㉑）。

しかし、この操短拡張実施についても、大紡績間で意見が賛否に分かれた。大日本紡・大阪合同紡・鐘紡は賛成の立場をとったが、東洋紡<sup>86)</sup>と日清紡は、操短実施には反対の立場をとったのである。東洋紡は、手持原棉を十分に保有しており原棉高の影響を受けていなかったため、操短実施を必要としていなかった<sup>87)</sup>。日清紡は、綿糸輸出市場である上海において、在華紡の操短を実施しなければ操短効果が見込めないことを懸念していた<sup>88)</sup>。

##### 4.2 操短拡張問題と三輪常次郎

三輪常次郎は、1927年7月25日、11月以降の操短継続について、紡連の本崎、遠山孝三、木村知四郎と意見交換した。この場で三輪は、4昼夜休業への不満は述べたものの、操短率が従来通りの「（操短の対象はすべて：筆者）均一の7分（操短：筆者）になるに付き、一寸苦情を言ったが、結局は多数に付く旨を話した（下線：筆者）」<sup>89)</sup>。つまり三輪は、操短率が維持されるという条件のもとで操短継続を了承した<sup>90)</sup>。

それゆえ、紡連が操短拡張案を提示した際には、三輪は真っ向から反対した。三輪常次郎が

操短拡張案に反対する理由は、先述した理由に加えて、操短が綿織物産地に新たな問題を引き起こしたことにあった。図1から、綿糸布価格の推移を確認すると、第10次操短の実施で、綿糸価格自体は上昇するものの、綿布価格はそのまま推移していることがわかる。つまり、綿布生産者にとっては、原料高にもかかわらず製品価格が上がらないという状況が生まれていたのである。

三輪は、この綿糸価格の上昇について「糸は8月まで高いであろう<sup>91)</sup>」と予測していた。さらに三輪は、綿布販売について1927年8月に、「内地の不売行は甚だしく、冬物にも損多くて皆が大分に損をする<sup>92)</sup>」と、その不振を記していた。

こうした状況を受けて、服部商店の主要賃織工場が存在する知多産地では、綿布販売も不振に陥ったため、1927年10月20日、知多産地問屋は、取引工場への綿糸布受渡しを中止して休業せざるをえなくなった<sup>93)</sup>。このために、知多産地や遠州産地などで休業が相次いだ(図1⑦⑧⑩)。

三輪常次郎も、1927年5月、綿布販売不振を受けて、「小巾木綿は減産せよ」と担当社員渡辺清七に命じて賃織工場からの小巾木綿集荷を抑制し、「小巾木綿が1反に付き3銭宛も損が行くに付き、現在6厘の工賃を4厘に値下げする(下線:筆者)<sup>94)</sup>という、賃織工賃の切下げを行った(図1⑦)。

その一方で服部商店は、1927年8月頃の前棉騰貴(図2参照)の影響を受けて、「印度、東亜方面<sup>95)</sup>から三巾金巾や粗布類に「相当纏マリタル注文<sup>96)</sup>」を受けたため、広巾綿布の販売は大きく好転した。加えて、三輪常次郎は原棉高騰に先立って、原棉を大量に買い付けていたため、「当社ハ幸ヒ原棉ノ買付ケ其ノ期ヲ得タリシ為之ニ因リ相当ノ利益ヲ収メ(下線:筆者)<sup>97)</sup>」たのである<sup>98)</sup>。

#### 4.3 綿糸需給関係調査委員会

紡連は、操短拡張の必要性について議論するために、1927年10月8日の紡連委員会で綿糸需給関係調査委員会(以下:調査委員会と略す)を立ち上げた。調査委員会は、鐘紡(須子)や東洋紡(関)など紡連委員会会社<sup>99)</sup>、そして長崎紡、服部商店で構成された。つまり服部商店は、中小紡績の中では極めて異例な形で、「綿糸の買い手」の代表として大紡績へ操短拡張の是非について主張する場を得ることになった<sup>100)</sup>。

調査委員会は、1927年5月1日実施の操短の効果について調査を実施した。需給状況について、三輪常次郎は、「小生(=三輪常次郎:筆者)は操短は不必要<sup>101)</sup>」と調査委員会の席上でも操短反対の姿勢を明確に示した。しかし三輪は、操短拡張に反対するだけでなく、需給問題について「二〇手(綿糸:筆者)、太番(手綿糸:筆者)を減じて、中糸に変更することを主張し<sup>102)</sup>」た。つまり三輪は、20手綿糸の需要超過に対して、より高番手の中番手綿糸生産へと

表7 紡績資本の主要生産綿糸

	1921年上半期			1927年下半期			1932年下半期		
	種類	生産量 (千梱)	%	種類	生産量 (千梱)	%	種類	生産量 (千梱)	%
1位	左20手	209	23.7	左20手	378	31.1	左20手	418	29.7
2位	右16手	114	13.0	左40手	84	6.9	左40手	158	11.2
3位	左14手	56	6.3	左30手	74	6.1	左14手	89	6.3
4位	右10手	50	5.7	撚糸42手	71	5.9	左30手	87	6.2
5位	左16手	37	4.2	左14手	65	5.3	左10手	86	6.1
	20手以下	660	74.8	20手以下	775	63.7	20手以下	826	58.8
合計		881	100.0		1,217	100.0		1,404	100.0

注) 生産量は、千梱以下を四捨五入した。

資料) 大日本紡績連合会『綿糸紡績事情参考書』各年版。

切り替えることで在庫減少を図るべきであると具体的な解決策を提示した。この三輪の指摘は、10月12日の調査委員会でも共有された。そして調査委員会は、過剰生産綿糸が20番手綿糸であり、30番手綿糸以上の綿糸は在庫過剰には至っていないとの認識に至った<sup>103)</sup>。この事実について日本紡績業界の主要綿糸生産の変遷をおった表7で確認すると、1921年上半期に左20番手綿糸が約21万梱の生産量で約24%を占める主要生産綿糸であったが、1927年下半期になると、約38万梱にまで増大しその割合も31%を超えるに至っていたことがわかる。つまり、紡績業界は20番手綿糸の減産という課題に直面していたのである。

しかし、同年10月19日、調査委員会は、20手綿糸の過剰在庫という根本的問題には直接踏み込まなかった。調査委員会は、紡連委員会にて、①操短によって綿糸在庫減少には至っていないこと、そして1927年10月以降、紡績資本で各月に2万鍾ずつ増鍾するという予想<sup>104)</sup>から、②今後の見通しとして1ヶ月平均5,000梱の供給過剰が生じると報告した。ただし、この調査では、綿布市場での在庫増大についても報告され、「其の大部分は小巾木綿」<sup>105)</sup>と結論づけた。小巾木綿は20手綿糸など太番手綿糸が原料であったことを考えれば、三輪が主張した20手綿糸の在庫過剰問題を、調査委員会が間接的であれ事実上取り上げたといえる。それにもかかわらず紡連委員会は、操短拡張の必要性を組織内で共有し、11月1日以降の操短拡張決定へと繋げていった<sup>106)</sup>。

#### 4.4 操短拡張実施と適用除外規定

1927年10月、紡連は操短拡張の実施を決定する一方で、生産原価の上昇を懸念する中小紡織の反対運動<sup>107)</sup>に対応しなければならなかった。なかでも服部商店は、この操短拡張への反対姿勢を堅持し、10月20日、紡績午餐会の席上で操短反対を明確に主張<sup>108)</sup>した。

そこで紡連委員会は、10月24日、現在の1割5分操短案に8分の操短率を加えた操短拡張案を提示した。適用対象と適用除外規定は以下のとおりである（表6㉔）。

〔操短拡張案〕

- |                      |                     |
|----------------------|---------------------|
| (Ⅰ) 紡機2万錘超の紡績会社      | ：休錘率23% 4昼夜休業（8分増率） |
| (Ⅱ) 紡機2万錘以下の紡績会社     | ：休錘率15% 4昼夜休業（現状維持） |
| (Ⅲ) 自家用織布綿糸を生産する紡績会社 | ：休錘率7% 4昼夜休業        |

以上のように取り決められた<sup>109)</sup>。この規定は、服部商店をはじめとする中小紡織と小規模紡績（紡機2万錘以下）とを適用除外とするものであった。この決定は、服部商店や近藤紡などが適用除外対象となるため、これら中小紡織は、操短案に賛成するものと新聞紙面で報じられた<sup>110)</sup>。

しかし、この案に反対意見が出された。その問題点は①操短の実効性と②適用除外規定に関するものであった。

①については、日清紡や富士紡が、操短の実効性を上げるために、上海を拠点とする在華紡の操短を実行することが先決であると主張した。次に②については、まず、富士紡や岸和田紡が自家用織布原糸への適用除外案に反対の姿勢をとった。これは、両社が織布兼営を進めておらず、自家用織布原糸生産への関心が薄かったことが反対の要因であった<sup>111)</sup>。次に紡機2万錘以下の小規模紡績への適用除外問題に対しては、対象外となった中小紡績が適用除外規定の範囲拡大を要求した<sup>112)</sup>。

これを受けて紡連委員会は、1927年10月29日に操短拡張修正案を協議した。この議論の席上では、①については、上海の在華紡については国内問題と切り離して捉え、具体的措置は講じないことで纏まった。しかし、②について紡連委員会は、紡連会員との議論を踏まえ修正案を纏めた。これは、自家用織布原糸の生産に休錘率4分を加算し、適用除外を紡機3万錘以下まで拡大するというものであった<sup>113)</sup>。この結果、川越紡（紡機21,412錘）や大和田紡（紡機21,292錘）、宇部紡（紡機21,152錘）など紡連新規加入の紡績專業資本が新たな除外対象となった（表4）。

〔修正案〕

- |                      |                     |
|----------------------|---------------------|
| (Ⅰ) 紡機3万錘超の紡績会社      | ：休錘率23% 4昼夜休業（8分増率） |
| (Ⅱ) 紡機3万錘以下の紡績会社     | ：休錘率15% 4昼夜休業（現状維持） |
| (Ⅲ) 自家用織布綿糸を生産する紡績会社 | ：休錘率11% 4昼夜休業（4分増率） |

しかしこの修正案は、自家用織布原糸の適用除外問題で議論が纏まらなかった。

三輪は、会議前日の10月28日、会議出席者の川崎音三（服部商店綿布主任）に、「〔紡績〕錘数が自家用織布綿糸を供給するに足らざるもの」については、操短拡張から除外することを紡連に要請するよう指示していた（表6㉔）<sup>114)</sup>。つまり、自営織布部門で自家生産綿糸すべて消化する場合、操短の対象としないことを三輪は提案したのであった。

この三輪の提案は、修正案に反映され、1会社において生産綿糸すべてを自家織布用に充当

する場合は操短拡張案から除外されることになった。この結果、服部商店の休鍾率は、ほぼ現状維持の7.5%と通達された（表6㉔）<sup>115)</sup>。

#### 4.5 20手綿糸過剰問題

三輪が指摘した20手綿糸過剰問題は、1928年を迎えて紡績業界に露呈することになった。1927年11月に決議された操短拡張は、しばらくは在庫減少につながらず、むしろ増大していた（図2）。それは国内市場の不振に加えて、主力市場の中国市場の政情不安、中国産綿糸の南洋インド進出がその原因であった<sup>116)</sup>。そのため紡連は、1928年1月17日に紡連委員会を開催し、在庫が減少しない要因として20手綿糸の過剰生産を指摘した<sup>117)</sup>。これは、まさに三輪常次郎が指摘していた問題であった。

#### 4.6 第10次操短と中小紡織の台頭

##### (1) 第10次操短の目的と組織的動揺

###### 1 第10次操短の目的

1928年1月27日、紡連は、1928年5月から同年10月末まで6ヶ月間の操短延長を取り決め、実行に移した<sup>118)</sup>。その効果もあり阪神綿糸在庫は、1928年1月の584梱をピークによく減少に転じ、同年6月には384梱となった<sup>119)</sup>（図2）。このような過程を経て、日本綿業界は昭和金融恐慌に端を発した業界危機を乗り切ったのである。

以上の事実を考えれば、第10次操短は大紡績資本の利害のみを反映したものではなく、ましてや中小紡績の存立を脅かすことを目的としたものでもなかった。むしろ操短実施は、中小紡績からの要請を反映したものであり、このときに求められていたのは、操短の実効性を高めること（綿糸価格の上昇・綿糸在庫の減少）で金融恐慌から脱却することにあつた。

###### 2 紡連の組織的動揺

操短の実施は、一部の紡績のイニシアチブで進められるものではなかった。紡連の意思決定には、紡連メンバーそれぞれの利害を汲むことが必要とされたからである。1920年代は、中小紡績がその規模を拡大させ、織布生産部門へと進出して存在感を強めていた。そのため、紡連では、組織内の意思統一について紡連メンバーの多様な利害が顕在化し、対立が生じるようになった。事実、紡連内では、①大紡績間の対立、②大紡績と中小紡織との対立、そして③中小紡績と中小紡織との対立、の3局面が重要な位置を占めるようになっていた。このため大紡績で構成される紡連委員会は、この対立意見を調整し、組織的な合意を得ることが必要とされたのである。

第1の大紡績間の対立は、操短実施時には大阪合同紡が反対の姿勢を示し、操短拡張時には日清紡が反対の姿勢を示した。この対立の焦点は、操短実施による綿糸価格の上昇が輸出競争

力を失わせかねないという懸念であった<sup>120)</sup>。

第2に、大紡績と中小紡績との対立が焦点となった。一部の中小紡績は、織布部門の自社生産を進めることで綿糸市場を内部化して中小紡績へと姿を変え、綿糸価格変動のリスクを回避していた。そのため、これらの中小紡績は、操短実施による綿糸価格上昇のメリットは得られず、むしろ綿布生産部門の原料綿糸の不足を懸念した。それゆえ中小紡績は操短実施に反対し、操短賛成派の大紡績と対立することになった。結局、紡連はこの要求に応え、これらの中小紡績に操短緩和規定を適用した。

第3に、中小紡績と中小紡織との対立である。一部の中小紡績は、綿糸価格上昇と綿糸在庫減少とを企図して、午餐会を通じて紡連に操短実施を要請した。中小紡績にとっては、原棉価格上昇や綿糸価格下落のリスクを解消する上で、操短実施は有効な手段であった。しかし中小紡織の場合、先述したように、こうしたリスクは織布生産部門へと内部化することが可能であり、むしろ原料綿糸確保が重要であった<sup>121)</sup>。このため両者の利害対立をもたらすことになった。

### 3 適用除外規定の設定

紡連は、以上のような対立を解消するために、中小紡績に段階的に適用除外規定を設けることで操短への合意を取り付けた。

まず、1927年6月の第10次操短実施時には、自家用織布生産部門への休錘率を緩和することで、中小紡績の合意を得た。続く1927年10月の操短拡張時には、同じく自家用織布生産部門への休錘率緩和で中小紡績の合意を得ただけでなく、3万錘以下の紡績を操短拡張の適用除外とすることで中小紡績からの賛同を得たのである。

このように大紡績は、紡績生産の約30%のシェアを有する中小紡績(表4)の利害を汲んだ協調的な条件を提示して、紡連という組織の結束を図っていた。つまり大紡績は、操短実施に伴う生産量減少という負担を、中小紡績よりも相対的に重く受け入れることで、中小紡績の合意を得たのである<sup>122)</sup>。

### 4 紡績資本の増錘と綿糸の高番手化

そして、第10次操短の実施は、深夜業廃止の流れとも相まって、「過剰綿糸(生産設備:筆者)の轉換」<sup>123)</sup>への動きを活発化させ、紡績資本の増錘熱を高めることにつながった。1929年3月1日の紡連加盟紡績資本の据付錘数は、第10次操短実施時(1927年5月1日)のそれと比べて約94万錘の増加を示した。特に大紡績は、既存の工場整理と新工場設立によって合理化をすすめる<sup>124)</sup>、豊田紡織や菊井紡織も積極的に紡績錘数を増加させていった<sup>125)</sup>。こうした流れの中で服部商店は、生産綿糸を「中糸、細糸系統ノ製造ニ換へ」<sup>126)</sup>て、高番手綿糸生産へ進出し、製品綿布についても「輸出生地綿布ノ生産ヲ減シ加工生地ノ生産ニ努メ(下線:筆者)」<sup>127)</sup>ていくことで、昭和金融恐慌による経営不振から脱出していった<sup>128)</sup>。

## (2) 大日本紡績連合会の性格と服部商店

紡連は、東洋紡や鐘紡など大紡績を中心に設立され、操短実施などで紡績業界を主導する役割を果たしてきた。しかし、その意志決定は、大紡績の意志が必ずしも最優先されたわけではなく、なによりも組織メンバーの利害の協調が重視されたことから、紡連は「開放的」な組織であったといえる。そしてこの開放性は、綿糸生産者のみではなく、綿糸消費者の利害をもその意思決定要素に取り込むという点でも見られた。例えば、今回の事例で取り上げた服部商店は、紡績資本でありながらも、「綿糸の買い手」という綿糸布商人としての性格を有していた。つまり、綿糸消費者の利害を代表する役割を三輪は担っていたのであり、それゆえ紡連は三輪の意向を重視した。その結果紡連は、服部商店を特別な事情を有する企業として扱った。特に1927年10月の操短拡張をめぐる議論の際には、服部商店を調査委員会のメンバーに加えることで発言の場を提供した。この場で三輪が述べた20手綿糸の在庫過剰およびその減産という主張は、当時の日本紡績業の内実を捉えており現実的な解決策であった。事実、三輪と紡連との交渉仲介役を担った木村知四郎（当時、東洋紡常務）も、綿糸在庫について、「此の約八割は甘手」<sup>129)</sup>と分析した。そして、今後の動向についても、「甘手を中糸に尚ほ此の上幾分轉換されるものアローから或は（綿糸在庫は：筆者）六七千梱の自然的減産になりはせぬか（下線：筆者）」<sup>130)</sup>と述べているように、綿糸生産の高番手化が綿糸在庫減少へつながると認識し、三輪とほぼ同じ見解を示した。

1927年当時の綿糸在庫状況は、13万6千梱であり、そのうち約78%が関西圏（大阪在庫：7万梱、阪神在庫：3万6千梱）で占められていた<sup>131)</sup>。それゆえ、この操短案は、関西圏の大紡績が実質的に減産することで操短実施の負担を受け入れるというものであった。そのため、在華紡操短をめぐる意見対立から操短拡張に反対していた日清紡も、結局、紡連案に応じた。つまり紡連は、三輪の提案を軸にして、紡連内の組織的動揺を解決していったのである。

これは、紡連という業界団体が、大紡績主導の組織ではなく、綿糸市場（綿糸布商人）や綿糸消費者の事情を考慮した組織決定を実施する「開放的」な組織であったことを示している。

この結果、表7からわかるように、1920年代に増大を続けた20番手綿糸など中低番手綿糸の割合は、1932年には減少傾向を示した。その一方で、左40手綿糸や左30手綿糸などの高番手綿糸の割合が増大した。つまり日本紡績業は、高番手綿糸生産への移行が着実に進行していたのである。

## 5. おわりに

本稿は、1920年代の日本綿業を、服部商店の三輪常次郎に焦点をあてながら論じてきた。最後に、結論を2点述べておきたい。

第一に、日本綿業の展開と紡連の性格の変化について述べたい。1920年代の日本綿業は、綿糸商に代わって綿紡績資本が綿業界秩序形成のイニシアチブを担っていくことになった。そのため、綿紡績業は、1920年恐慌の打撃からの回復を目指し、産業の組織化を通じて安定的な成長を志向していた。

しかし、その一方で、中小紡績が成長し、さらに織布業進出を強化する中小紡績が現れるようになった。それゆえ紡連は、操短実施においても中小紡績や中小紡績の意向を反映することが必要となり、合意形成は難しくなった<sup>132)</sup>。事実、1922年～1923年に操業短縮が議論された際は、紡績資本間の合意が形成されず、操業短縮は紳士協定に止まった。だからこそ、1927年金融恐慌で業界危機を迎えた紡連は、操短実施を実現するための合意形成を優先課題とした。紡連組織内の対立の焦点となったのは、①大紡績間の対立、②大紡績と中小紡績との対立、③中小紡績と中小紡績との対立であった。この組織的動揺を解決するために大紡績は、操短が及ぼす負担を自ら担うことでカルテルへの合意を取り付けた。つまり、第10次操短（1927年5月1日～1929年6月30日）の実施にあたっては、操短緩和規定及び適用除外規定が中小紡績や中小紡績に適用されることになったのである。したがって紡連は、大紡績だけでなく中小紡績や中小紡績の意思をも反映することで、紡績業界における産業の組織化を実現した。つまり、紡連は、加盟メンバーの多様な利害を汲みこむ「開放的」な組織だったのである。

第二に、第10次操短の意義と服部商店の役割について述べたい。服部商店は、中小紡績という性格を持ちながら、操短実施に対してあくまで「綿糸の買い手」としての立場から反対した。ただし三輪常次郎の反対意思表示は、中小紡績の利害を鮮明に代表することになった。加えて服部商店は、紡連にとって綿糸の大口の「買い手」という特別な存在だった。つまり服部商店の発言力の根拠は、豊富な綿糸市場を持っていることだった。紡連は、安定した綿糸販売先を有する服部商店を特別扱いすることで綿業界の安定を図った。こうして服部商店の紡連委員会への主張は、操短決定のプロセスで重視され、中小紡績への操短緩和規定へと結実した。

ただし三輪は、操短実施に全面的に反対していなかった。むしろ、三輪は、1927年の金融恐慌が、紡績業界の問題点を表面化させたものと捉えていた。つまり、紡績業界の本質的問題は、〈紡績資本が主として生産する綿糸〉と〈綿糸市場の需要〉との間にズレが生じていた点にあった。三輪は、そのズレの解消を優先課題として捉え、関西・名古屋・関東などの国内市場、そして輸出市場の動向を勘案して、在庫過剰綿糸のみを対象にした操短を訴えたのであった。その三輪の主張は、調査委員会で共有されることで、紡連内の組織的動揺の解決策へとつながった。

この服部商店の主張は、紡績兼営織布化を進めていた中小紡績の利害と結果的に一致することになり、中小紡績の操短適用除外規定につながった。この規定は、先述したように、カルテルの実施に伴って生じる負担を大紡績が担うことを意味し、中小紡績は生産シェアの拡大や設



備拡大の機会を得ることにつながった。一方で大紡績は、深夜業廃止対策で進めていた新設備導入を促進させることになった。紡連委員長の阿部房次郎は、中国市場における紡績資本（在華紡・中国民族紡）の成長を認識した上で、「太糸粗布の如きは進んで在支紡績に譲り、内地紡績は細糸及び加工品に轉換し進歩を計るの外はない（下線：筆者）」と述べて、日本紡績業の製品高級化の必要性を訴えていた<sup>133</sup>。こうして日本紡績業は、20番手綿糸から、高番手綿糸生産へと徐々にシフトしていくことになった<sup>134</sup>。つまり、第10次操短は、日本紡績業が直面していた「合理化」と「高番手化」という課題解決への業界的対応を加速させることになったのである。

#### 注

- 1) 美濃部亮吉『カルテル・トラスト・コンツェルン』下、改造社、1931年、360頁。
- 2) 高村直助「紡績業をめぐる流通過程の展開——棉花・綿糸商との関係を中心に——」『土地制度史学』第27号第7巻第3号、1965年4月。山崎広明「知多綿織物業の発展構造——両大戦間期を中心として——」『経営史林』第7巻第2号、1970年。山崎広明「両大戦間期における遠州綿織物業の構造と運動」『経営史林』第6巻第1・2号、1969年。
- 3) 橋口勝利「1920年恐慌前後の日本綿業——中京圏の綿糸取引信用をめぐる——」『社会経済史学』第77巻第3号、2011年11月。
- 4) 阿部武司『日本における産地綿織物業の展開』東京大学出版会、1989年。山崎広明「知多綿織物業の発展構造——両大戦間期を中心として——」『経営史林』第7巻第2号、1970年。
- 5) 谷原長生『綿スフ織物工業発達史』日本綿スフ織物工業連合会、1958年、65頁。
- 6) 籠谷直人「大日本紡績連合会」（橋本寿朗 武田晴人編『両大戦間期日本のカルテル』御茶の水書房、1985年）。
- 7) 1923年の操短実施をめぐる交渉過程の分析については、橋口勝利、前掲論文、を参照。
- 8) 山崎広明「日本綿業構造論序説」『経営史林』第5巻第3号1968年、61頁。
- 9) 第10次操短について、庄司乙吉が当時の状況を記録している。本稿はさらに詳細に明らかにしていく。庄司乙吉『紡績操業短縮史』日本綿業倶楽部、1930年。
- 10) 興和紡績株式会社・興和株式会社『興和百年史』1994年、3頁～34頁。
- 11) 特に、生駒重彦（明治銀行頭取）からの無担保融資は、一時300万円を超えるものであったという。生駒重彦は、1920年恐慌の際には、三輪常次郎を助けるべく惜しみない資金援助を行った。『興和百年史史料』興和紡績株式会社・興和株式会社、前掲書、67頁。
- 12) 株式会社服部商店『第23期営業報告書』1924年3月。
- 13) 株式会社服部商店『第26期営業報告書』1925年9月。
- 14) 株式会社服部商店『第29期営業報告書』1927年3月。
- 15) 同上。
- 16) 同上。
- 17) 同上。
- 18) 「中橋商相の観察した模範工場巡り」『新愛知』1928年7月22日。

- 19) 「中橋商相の観察した模範工場巡り」『新愛知』1928年7月25日。
- 20) 興和紡績株式会社・興和株式会社, 前掲書, 1994年, 35頁~44頁。
- 21) 同上, 11-12頁。
- 22) 「中橋商相の観察した模範工場巡り」『新愛知』1928年7月25日。
- 23) 中七木綿は, 1913年から服部商店の賃織工場であったことが確認できる。『興和百年史史料』1913年1月17日。
- 24) 杉浦英一『中京財界史』中部経済新聞社, 1956年, 278-279頁。
- 25) 「中橋商相の観察した模範工場巡り」『新愛知』1928年7月22日。
- 26) 橋口勝利, 前掲論文。
- 27) 興和紡績株式会社・興和株式会社, 前掲書, 36頁。
- 28) 「中橋商相の観察した模範工場巡り」『新愛知』1928年7月25日。
- 29) 横浜工場は閉鎖したが, 表2の固定資産の変化が比較的少ない。この要因は, 工場敷地が借地であったためと考えられる。なお, 紡績機械は, 熱田工場へ移送された。服部商店『第23期営業報告書』1924年3月。
- 30) 1926年4月9日に三輪常次郎は, 「大垣, 関が原の大日本紡績の工場見学」と記録している。『興和百年史史料』1926年4月9日。
- 31) 株式会社帝国興信所名古屋支所, 『調査報告書』(服部商店に関する竹之内源助宛ての調査報告書) 1937年3月14日。
- 32) 興和紡績株式会社, 興和株式会社, 前掲書, 1994年, 623頁。
- 33) この事実について西川博史は, 払込資本金500万円未満, 紡績錘数50,000錘未満の中小紡績が1920年代に織布部門を強化していったと指摘した。西川博史「1920年代の日本綿糸紡績業の「合理化」と独占体制」『土地制度史学』第62号, 1974年1月。
- 34) 高橋亀吉・森垣淑『昭和金融恐慌史』講談社学術文庫, 1993年。主として第二部を参照。
- 35) 服部商店『第29期営業報告書』1927年3月。
- 36) 服部商店は賃織工場からの交渉に応じて工賃を上昇させた(第1図⑥)。
- 37) 「紡績の決議操短 委員会意見一致」『大阪朝日新聞』1927年4月26日。
- 38) 「財界動揺を口實の紡績操短と効果」『中外商業新報』1927年5月1日。
- 39) 「紡績操短の事情」『時事新報』1927年4月27日。
- 40) 美濃部亮吉, 前掲書, 360頁。
- 41) 「財界動揺を口實の紡績操短と効果」『中外商業新報』1927年5月1日。
- 42) 「紡績の決議操短——委員会意見一致」『大阪朝日新聞』1927年4月26日。
- 43) 庄司乙吉『紡績操業短縮史』日本綿業倶楽部, 1930年, 361~367頁。
- 44) 武田晴人「1920年恐慌と「産業の組織化」」(大河内暁男・武田晴人編『企業者活動と企業システム』東京大学出版会, 1993年), 112頁。
- 45) 橋口勝利, 前掲論文。
- 46) 「紡績の決議操短——委員会意見一致」『大阪朝日新聞』1927年4月26日。
- 47) 「紡績操短の事情」『時事新報』1927年4月27日。
- 48) 庄司乙吉, 前掲書, 450-451頁。
- 49) 橋口勝利, 前掲論文。
- 50) 「操短機運濃厚」『大阪朝日新聞』1927年4月24日。
- 51) 「紡績の決議操短——委員会意見一致」『大阪朝日新聞』1927年4月26日。

- 52) 「服部には辯法つき 近藤紡だけ除名か」『名古屋新聞』1927年5月15日。
- 53) 「紡績操短の辯」『大阪朝日新聞』1927年4月27日。
- 54) 「小紡績の操短反対」『大阪朝日新聞』1927年5月10日。
- 55) 「服部には辯法つき 近藤紡だけ除名か」『名古屋新聞』1927年5月15日。
- 56) 同上。
- 57) 「紡績操短の辯」『大阪朝日新聞』1927年4月27日。同様な事情の中小紡績は、天満紡織、吉見紡織、北泉紡績所、大和田紡織、和泉織物、和歌山染工、松太綿布などがある。
- 58) 「小紡績の操短反対」『大阪朝日新聞』1927年5月10日。
- 59) 先述したように、木村知四郎は、服部商店が1920年恐慌から回復する上で力を尽くしている。
- 60) 『興和百年史史料』1927年5月5日。
- 61) 「操短決議に従へと服部近藤に再考を求む」『名古屋新聞』1927年5月12日。
- 62) 「操短回避二紡の措置を何うする？」『新愛知』1927年5月10日。
- 63) 「服部紡の態度硬く」『新愛知』1927年5月13日。
- 64) 「服部には辯法つき 近藤紡だけ除名か」『名古屋新聞』1927年5月15日。
- 65) 「紡績操短の除外例 結局承認されん」『名古屋新聞』1927年5月25日。
- 66) 「服部には辯法つき 近藤紡だけ除名か」『名古屋新聞』1927年5月15日。
- 67) 「反対紡績問題 妥協近し」『新愛知』1927年5月20日。なお、近藤紡も服部商店と同じ判断を下した。
- 68) ただし、名古屋新聞紙面上で三輪常次郎は、紡連が除名処分を決した場合、受け入れる意思を示している。「服部には辯法つき 近藤紡だけ除名か」『名古屋新聞』1927年5月15日。
- 69) 『興和百年史史料』1927年5月14日。
- 70) この一方で、大日本紡績今村奇男は、三輪常次郎に対して、「福井工場のみ操短要請」という妥協案を提案した（第6表⑧）。
- 71) 「紡績問題 解決近し」『新愛知』1927年5月24日。
- 72) 紡連内では、近藤紡の除名という方向も検討された。しかし、利害を同じくする中小紡が相次いで紡連から退会すること、そして大紡績と中小紡との対立が深まることが懸念されたため、妥協案が選択されたと考えられる。「操短拒否の両紡に聯合會から再考を求む」『大阪毎日新聞』1927年5月11日。「操短の影響重大」『大阪朝日新聞』1927年5月11日。
- 73) 「疑問の紡績操短」『大阪毎日新聞』1927年6月5日。
- 74) 「紡績操短の緩和率」『新愛知』1927年6月10日。なお、6月5日の『新愛知』紙面には、天満紡織も除外対象と予想されていた。「紡績操短に「除外例」」『新愛知』1927年6月5日。
- 75) 「疑問の紡績操短」『大阪毎日新聞』1927年6月5日。
- 76) 「紡績操短の緩和率」『新愛知』1927年6月10日。
- 77) 「小紡績の反対で操短問題更に紛糾」『新愛知』1927年5月27日。
- 78) この説得は、東洋紡木村知四郎が担当した。「内外紡、愛知織物 依然自説を譲らず」『新愛知』1927年5月31日。
- 79) 「紡績操短例外會社は九社」『大阪時事新報』1927年6月2日。
- 80) 服部商店『第30期営業報告書』1927年9月。
- 81) 庄司乙吉、前掲書、473-476頁。
- 82) 「紡績の錘数激増」『国民新聞』1927年7月20日。「操短と増錘の矛盾」『大阪朝日新聞』1927年11月30日。

- 83) 「綿糸紡の操短 愈々繼續決定」『新愛知』1927年7月29日。
- 84) 「小紡績行詰る」『新愛知』1927年8月26日。
- 85) 「紡績操短擴張議またく 燃え揚る」『新愛知』1927年9月28日。
- 86) 同上。
- 87) 「紡績界の離合集散」『新愛知』1927年9月6日。
- 88) 「紡績操短増率實行上の一難關」『大阪朝日新聞』1927年10月26日。
- 89) 『興和百年史史料』1927年7月25日。
- 90) 操短繼續反対派の名古屋の一部紡績企業は、服部商店を操短反対の急先鋒として期待していた。それゆえ、服部商店が操短繼續に賛成したことはその目論みを外すこととなった。「不満ながら操短に調印」『新愛知』1927年7月31日。
- 91) 『興和百年史史料』1927年6月1日。
- 92) 『興和百年史史料』1927年8月15日。
- 93) 同上。
- 94) 『興和百年史史料』1927年7月19日。
- 95) 服部商店『第30期営業報告書』1927年9月。
- 96) 同上。
- 97) 同上。
- 98) この原棉騰貴で得た利益で、従来の服部商店の負債を一挙に返済したという。和木康光『明日に拡げる輪——コーワ・グループの歩み』中部経済新聞社、1973年9月。
- 99) 他のメンバーは、大日本紡績（池田）、大阪合同紡績（河野）、富士紡績（宮本）、天満紡績（小室）、大阪莫大小（堀）、岸和田紡績（寺田）、倉敷紡績（柿原）であった。庄司乙吉、前掲書、477-478頁。
- 100) 服部商店からは、支配人の川崎音三が委員会に出席した。なお、出席メンバーは、直接綿糸販売に当たっている人々で構成されていた。「紡績操短擴張は結局特殊物のみか」『新愛知』1927年10月14日。
- 101) 『興和百年史史料』1927年10月10日。
- 102) 同上。
- 103) 「紡績操短擴張は結局特殊物のみか」『新愛知』1927年10月14日。
- 104) 庄司乙吉、前掲書、481頁。
- 105) 同上、480頁。
- 106) 同上、476~483頁。
- 107) 「綿糸布調査會では紡績操短擴張に傾いた？」『大阪時事新報』1927年10月16日。
- 108) 『興和百年史史料』1927年10月21日。
- 109) 「操短増率八分」『大阪朝日新聞』1927年10月25日。
- 110) 名古屋拠点の紡績会社で除外対象となるのは、服部商店、近藤紡績、豊田紡績、愛知織物、内外紡績、菊井紡績の6社。名古屋紡績は、除外対象から外れるが決定には順応すると報じられた。「名古屋は大勢順應でゆく」『新愛知』1927年10月25日。
- 111) 「紡績聯合會内輪採めの経緯」『新愛知』1927年10月27日。
- 112) 「紡績操短増率 實行上の一難關」『大阪朝日新聞』1927年10月26日。
- 113) 「運命の岐れる日 果然ぎ論沸騰」『新愛知』1927年10月30日。
- 114) 『興和百年史史料』1927年10月28日。

- 115) 「運命の岐れる日 果然ぎ論沸騰」『新愛知』1927年10月30日。
- 116) 「操短の策を棄て自由で競争めしめよ」『大阪毎日新聞』1928年1月26日。1927年9月、インドは綿糸輸入関税を上げた。このため、太番手綿糸の輸出に障壁が設けられ、日本紡績業に打撃を与えた。「綿糸関税引上は太番物に痛い」『新愛知』1927年9月20日。
- 117) 「紡績聯合会で二十手減産申合」『大阪朝日新聞』1928年1月18日。
- 118) 「現在条件のまゝ紡績操短は延長」『大阪朝日新聞』1928年1月28日。
- 119) 綿糸在庫減少の要因として、綿製品の対中国輸出増加も指摘されている。「綿業界の需給は平調」『大阪朝日新聞』1928年7月4日。
- 120) 操短拡張をめぐっては、在華紡の操短拡張をめぐって日清紡と大阪合同紡との激しい対立が存在していた。「操短擴張決裂か」『大阪朝日新聞』1927年10月28日。
- 121) 名古屋拠点の中小紡績資本のほとんど（7社中6社）は、原棉手当が相当量に及んでいたため、原棉高の影響を受けなかった。「中小紡績界は概して打撃が薄い」『新愛知』1927年9月10日。
- 122) 当時の新聞紙面では、1927年11月の操短拡張は、有力委員会社の犠牲的拡張であったと伝えられている。「紡績操短を更に擴張か」『大阪朝日新聞』1928年1月11日。
- 123) 株式会社服部商店『第31期営業報告書』1928年3月。
- 124) 紡績資本によるハイドラフト化などもこの流れと考えられる。ユニチカ株式会社『ユニチカ百年史 上』, 1991年, 104-105頁, 東洋紡績株式会社『東洋紡百年史 上』1986年, 266-267頁。
- 125) 「紡績の増鍾深夜業廃止による減産対応策」『大阪毎日新聞』1929年3月12日。
- 126) 株式会社服部商店『第31期営業報告書』1928年3月。
- 127) 同上。
- 128) 服部商店も、深夜業廃止への対策として紡績機3万鍾の増鍾計画が浮かび上がったが、結局実現しなかった。「中橋商相の観察した模範工場巡り」『新愛知』1928年7月26日。
- 129) 「業界行脚（1）海外貿易の増進に俟つ 東洋紡常務木村知四郎」『新愛知』1928年1月12日。
- 130) 同上。
- 131) 他の地域の綿糸在庫は、名古屋で1千梱、浜松7千梱、知多2千梱、東京1万梱であった。つまり、中京地域は綿糸在庫への懸念は深刻ではなかった。これは、名古屋以東の市場は、細糸が主たる実需品であったためと考えられる。「二十番手操短は結局条件付でやる?」『新愛知』1927年10月19日。
- 132) 武田晴人, 前掲論文。
- 133) 「現在条件のまゝ紡績操短は延長 五月以降半年」『大阪朝日新聞』1928年1月28日。
- 134) 服部商店も細番手綿糸生産へ、生地綿布から加工綿布輸出へと転換していった。株式会社服部商店『第31期営業報告書』1928年3月。

要 旨

本稿の課題は、1920年代日本綿業を、その構造変化に着目しながら、どのような業界秩序が形成されていったのかについて検討することにある。検討対象としては、「中京圏」でも代表的な綿糸布商であった服部商店（後の興和株式会社）の専務取締役、三輪常次郎をとりあげる。

1920年代の日本綿業は、綿糸商人に代わって綿紡績資本がイニシアチブを発揮していくことになる。しかし、日本綿業は、大紡績資本の利害だけで決定づけられていたのではなかった。

服部商店は、広範囲に賃織工場と取引関係を結んでおり、織布兼営部門を強化していたため、原料糸確保のために操業短縮に反対した。これは、同じく原料糸確保に強い関心を持つ「中小紡績」と利害が一致し、紡連に操短反対を表明することになった。これは、操短実施を求める中小紡績との利害対立を生じさせることになった。

こうした事態に紡連は、中小紡績には操短実施時（1927年6月）、中小紡績には操短拡張時（1927年10月）に適用除外規定を設けることで、その利害を受容し組織的合意を形成していった。これは、カルテル実施によって生ずる負担を大紡績が担うことを意味していた。つまり紡連は、中小紡績や、紡績兼営を進めていた中小紡績の利害を汲みこみつつ、操短を決定していた。

また三輪は、第10次操業短縮において、20手綿糸の生産過剰問題を解決することが重要な課題であると指摘した。この問題は、1929年の深夜業廃止と相まって、紡連の課題として共有された。つまり、第10次操業短縮日本紡績業は、製品綿糸の「高番手化」や「合理化」を加速させることになった。

したがって紡連は、大紡績および中小紡績、中小紡績を包括した業界全体の存続を企図しており、カルテル実施において組織的協調を目指す開放的な組織であった。そうした中で服部商店はじめ中小紡績資本は、操短免除規定を獲得し、むしろ成長の機会を得ることになったのである。

キーワード：日本綿業、産業組織、下請制、操業短縮、合理化

Abstract

This paper aims to examine the reason why the Japanese cotton industry could enhance its competitiveness during 1920s depression.

The cotton industry was in a difficult predicament by the recession in 1920s.

Therefore, the Japan cotton spinners' association carried out the 10th reduction in operation throughout the spinning industry.

In order to accomplish the curtailed operation, the spinners' association tried to tighten the union through accepting the opinions and counterarguments of medium and small-sized cotton-spinning companies.

Under such circumstances, Hattori Shoten played a key role in negotiating with the spinners' association, not only as a medium-sized textile manufacturer but also as a cotton-textile merchant who was a cotton weavers' merchant.

In addition, Miwa proposed that the Japan cotton spinners' association had to solve the problem of the overproduction of 20s cotton yarn products.

Therefore, the Japanese cotton yarn industry aimed to enhance of competitiveness, with the rationalizing and the production of 40s cotton yarn.

**Keyword** : Japan cotton industry, industrial organization, subcontracting system, the reduction in operation, rationalization of industry